

知事指定「いわての住環境バリアフリー講習」開催案内

この度、一般社団法人岩手県建築士事務所協会では、超高齢社会への対応や、住宅ストックを有効活用する上で必須の知識・技術である「住環境のバリアフリー」について、住宅建築に携わる方を対象に講習を実施しますので、御案内します。

今回の講習は、段差解消や手すりの設置等の物理的なバリアフリーのみならず、住空間内部の温度変化による身体への負担（温熱環境上の障壁（バリア））の解消についても講習の内容に含んでおります。

高齢者・障がい者にやさしい住まいづくりを考えることは、全ての人にやさしい住まいづくりを考えることにもつながりますので、この機会にぜひ受講をお願いします。

なお、本講習は、岩手県が新たに創設した「いわて高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり制度」第3条に基づく講習として、知事の指定を受けています。この講習を受講した方で一定の要件を満たす方は、「講習受講者」として岩手県のホームページ上で公表されることとなり、消費者に対し、高齢者・障がい者の住まいづくりを行う上で必要な知識・技術を有する者として紹介されることとなっています。

主 催 一般社団法人 岩手県建築士事務所協会

受講対象者 住宅建築に携わる者

日時・会場

開催日	時間	会場
平成30年2月28日（水）	10:00～16:50	いわて県民情報交流センター アイーナ804B 盛岡市盛岡西通1-7-1 電話 019-606-1717

講習内容（都合により変更される場合があります。） CPD認定講習となります。（6単位）

時間割	講義科目	講師（予定）
9:30～10:00	受	付
10:00～10:10	あいさつ	（一社）岩手県建築士事務所協会
10:10～10:40 （30分）	いわて高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり制度について	岩手県県土整備部建築住宅課
10:40～11:10 （30分）	介護保険における住宅改修及び県の補助制度について	岩手県保健福祉部長寿社会課
11:10～11:20	休	憩
11:20～12:10 （50分）	・住宅省エネ技術講習のすすめ ・省エネ断熱標準施工法	DVDによる
12:10～13:10	休	憩（昼食）
13:10～14:40 （90分）	・高齢者が居住する住宅の設計指針について ・トラブル事例について	（一社）岩手県建築士事務所協会
14:40～14:50	休	憩
14:50～16:50 （120分）	高齢者向けの住宅のあり方	岩手県立大学社会福祉学部 学部長 狩野 徹 氏
16:50～	受講修了証の交付	

定 員 100名

※申込者数が定員を超えた場合は、申込受付の早い順に受講者を選定します。

受 講 料 9,000円（講習教材代金含む、消費税込）

<使用テキスト>「高齢者が居住する住宅の設計マニュアル」(株)ぎょうせい（平成22年12月改訂版）

以前に高齢者リフォーム相談員養成講習会を受講された方は、お持ちのテキストをご持参ください。その場合は受講料より4,320円を差し引いてください。

※講習会当日に欠席された場合、受講料はお返しできません。後日、(一社)岩手県建築士事務所協会において講習教材をお渡しすることになりますのでご注意ください。

申込み方法

郵便振替口座へ振り込み後、別紙受講申込書に必要事項を記入し、FAXにて送信願います。

入金確認後、受講票をFAX致します。(振込手数料は各自ご負担ください。)

郵便振替口座 : 02260-4-74064

口座名称 : 一般社団法人岩手県建築士事務所協会

申込み FAX 番号 019-651-8677

事務所協会に直接持参、支払でもお申込できます。(一社)岩手県建築士事務所協会

〒020-0016 盛岡市名須川町18-16 建築会館 TEL 019-651-0781

申 込 締 切 平成30年2月21日(水) 17:00必着

※ただし、申込みが定員に達し次第、受け付けを締め切ります。締切間近のお申込みの場合は、あらかじめ定員の空きを(一社)岩手県建築士事務所協会にご連絡の上、ご確認ください。

受 講 票 講習会の開催前に勤務先へFAXにて送信しますので、講習会に持参し、受付に提示してください。

※講習会の5日前になっても受講票が届かない場合は、(一社)岩手県建築士事務所協会へご連絡ください。

受講修了証 受講者には、講習会終了後受講修了証を交付します。

<注 意 事 項> 講義中に長時間中座された方には、**受講修了証を交付しませんのでご注意ください。**

※「岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員」の登録有効期限が平成29年12月で満了となった方は、本講習を受講しない場合は「住まいのバリアフリーマスター」への登録申請ができなくなりますので御注意ください。

【「講習受講者」として岩手県ホームページに掲載されるための要件】

講習の修了者のうち次に該当する方は、「講習受講者」として岩手県のホームページで公表されます。

- (1) 建築士法第23条の3第1項の規定により知事が登録した建築士事務所のうち、講習を受講しようとする日（以下「講習受講日」という。）から起算して過去5年以内に法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分を受けていない建築士事務所（以下「特定建築士事務所」という。）に属する、法第2条第1項の規定による建築士（以下「建築士」という。）であること。
- (2) 講習受講日時点で5年以上の建築に関する実務の経験（法第14条第1号に規定される建築実務。以下単に「建築実務」という。）を有すること。
- (3) 現に主たる業務として建築実務に従事していること。
- (4) 講習受講日から過去5年以内に法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分を受けたことがないこと。
- (5) 禁錮以上の刑に処せられたことがないこと。
- (6) 前各号の全てに該当する場合に、県のホームページにより、講習受講者として、氏名、生年、属する特定建築士事務所の名称、所在地及び電話番号が公表されることに同意できること。

・「住まいのバリアフリーマスター」の登録について

「講習受講者」として公表されている者（及び、岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員登録証の有効期間が経過していない者）のうち、実務経験等が豊富で特に優れた知識及び技術を有すると認められる者を「住まいのバリアフリーマスター」として登録し、公表します。

「住まいのバリアフリーマスター」は、高齢者・障がい者の住まいづくりのエキスパートです。講習受講者よりも、より高度な内容について相談や設計等の依頼を受けることが可能な者として公表されます。

・「住まいのバリアフリーマスター」の登録要件

〈いわて高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり制度要綱抜粋〉

第7条 前条第1項に規定する高齢者及び障がい者の住まいづくりにおいて特に優れた知識及び技術を有すると認められる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 申請の前5年間に於いて、次の表の実績の種類に掲げる区分に応じて、同表の配点を乗じて得た数値の合計が、15以上となる者。

	実 績 の 種 類	配 点
(1)	高齢者又は障がい者の住まいづくり（バリアフリー、温熱環境等）に関する講習の講師の実績で知事が認めるもの（1回につき）	3
(2)	住居専用部分について高齢者等配慮対策等級3以上を満たし、かつ、断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上を満たす住宅の新築に係る設計の実績（1件につき。住宅型式性能認定を受けたものの設計を除く。その性能が証明されたものに限る。）	2
(3)	住居専用部分について高齢者等配慮対策等級3以上を満たし、かつ、断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上を満たす住宅リフォームに係る設計の実績（1件につき。その性能が証明されたものに限る。）	2
(4)	法令に基づき整備された高齢者又は障がい者が居住するための施設で、省エネ基準を満たすものに係る設計の実績（1件につき。その性能が明確であるものに限る。）	2
(5)	高齢者又は障がい者の住まいづくりに関する講習（バリアフリー、温熱環境等）の受講の実績で知事が認めるもの（1回につき）	1
(6)	介護保険の対象となる住宅リフォームの設計の実績（1件につき）	1
(7)	岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員として的高齢者・障がい者の住まいづくりに関する相談対応実績（1件につき）	1
(8)	その他、知事が住まいのバリアフリーマスターを登録する要件として適当と認める実績（1件につき）	知事が適当と認める配点

(2) 特定建築士事務所の属する建築士（以下「特定建築士事務所所属建築士」という。）であること。

(3) 現に主たる業務として建築実務に従事していること。

(4) 前条第2項の申請の日から過去5年以内に法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分を受けたことがないこと。

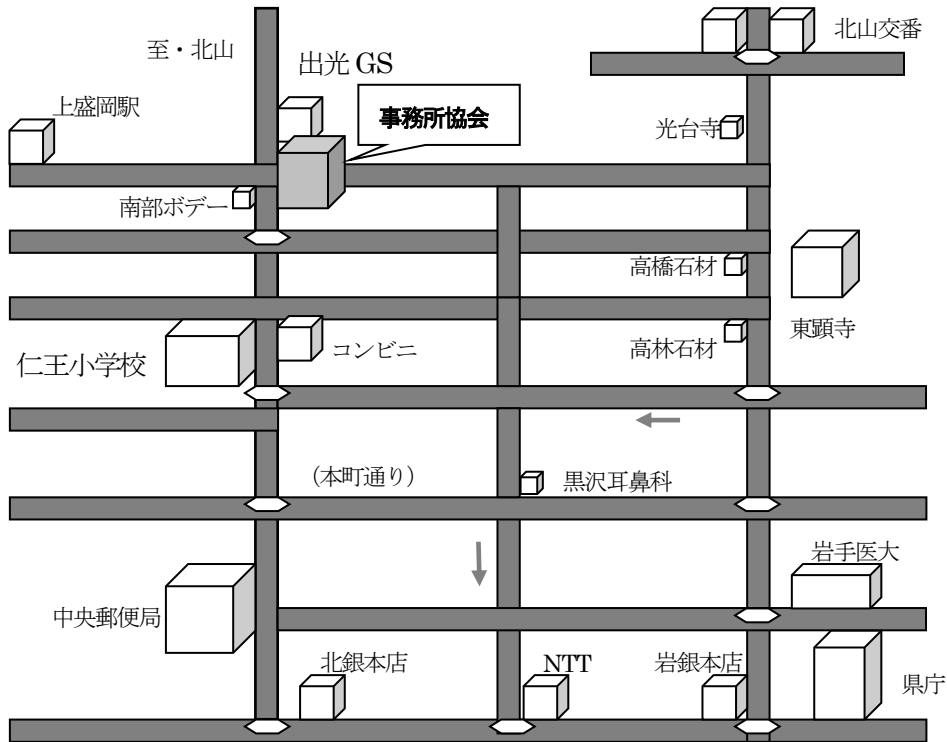
(5) 禁錮以上の刑に処されたことがないこと。

(6) 県のホームページにより、住まいのバリアフリーマスターとして、氏名、生年及び一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、並びに、属する特定建築士事務所の名称、所在地、電話番号及び一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別が公表されることに同意できること。

受講申込受付

受付場所 (一社)岩手県建築士事務所協会 TEL 019-651-0781

住所 盛岡市名須川町18-16 建築会館 駐車場あり



← 盛岡駅

盛岡市役所、盛岡バスセンター →

講習会場地図

・いわて県民情報交流センター アイーナ (盛岡市盛岡駅西通1-7-1) TEL 019-606-1717



参 考【駐車場のご案内 (有料)】

盛岡駅西口地区駐車場 (市営：448台) 盛岡市盛岡駅西通1-1-5 (アイーナ東側向かい)

駐 車 時 間	駐 車 料 金
午前7時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに100円
午後6時から午後11時まで	駐車時間1時間までごとに100円

※アイーナの運営ではありませんので、駐車料金の割引はございません。

この他、マリオス立体駐車及び付近の有料駐車場などご利用下さい。